

第2期 深谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画（概要版）

1 計画策定の趣旨

深谷市国民健康保険では、平成20年3月、「深谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画」（以下、「第1期計画」）を策定し、メタボリックシンドローム等の生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、特定健診及び特定保健指導を実施してきました。

このたび、第1期計画の期間が平成24年度で終了するため、国の特定健診等基本指針（以下、「基本指針」）を踏まえ、「第2期深谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画」（以下、「第2期計画」）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第2期計画は、国が定める基本指針に即して、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下、「法」）」第19条に基づき、深谷市が保険者として策定するものです。策定にあたっては、市総合振興計画、健康増進計画・食育推進計画、高齢者福祉計画等と整合性を図るとともに、「健康増進法（平成14年法律第103号）」第9条に規定する「健康診査の実施等に関する指針」に定める内容に留意します。

3 計画の期間

第2期計画は、平成25年度から平成29年度までの5か年とします。また、5年ごとに見直しを行います。

4 第1期計画の実績・評価

特定健康診査の実施者数は年々増加しているものの、実施率は26%台で横ばいとなっています。平成24年度でも状況に大きな変化はないと考えられ、第1期計画目標値の達成は困難な状況です。また、特定保健指導は、実施者数、実施率ともに減少傾向にあり、平成24年度もその傾向に大きな変化はなく、第1期計画目標値とは開きがあります。

■特定健康診査実施結果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者数(人)	26,936	27,335	27,514	27,884	—
実施者数(人)	7,171	7,271	7,342	7,483	—
実施率	26.6%	26.6%	26.7%	26.8%	—
第1期計画目標値	35%	45%	55%	60%	65%

■特定保健指導実施結果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者数(人)	1,430	1,144	1,117	1,104	—
実施者数(人)	226	191	159	129	—
実施率	15.8%	16.7%	14.2%	11.7%	—
第1期計画目標値	20%	25%	30%	35%	45%

※メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率について

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については平成24年度の健診結果が確定次第判明します。よって第1期計画目標値（平成24年度全体で10%）を達成できたかどうかは現時点では不明です。

5 第2期計画の目標

基本指針に掲げられた各保険者別の目標値に即して、計画最終年度の平成29年度の目標値を特定健康診査実施率、特定保健指導実施率ともに対象者の60%に設定します。また、各年度の目標値は、計画最終年度の目標値に合わせ次のとおり設定します。

なお、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については、特定保健指導の成果を評価する目的で参考指標として目標値を設定します。

成果指標	平成29年度の目標値
特定健康診査の実施率	対象者の 60%
特定保健指導の実施率	対象者の 60%

参考指標	平成29年度の目標値
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率※	全体で 25% (平成20年度対比)

※第1期計画期間においてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は、特定保健指導対象者の減少率としていましたが、第2期計画期間では内科系8学会が策定した基準によるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率とします。

■各年度目標値

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査の実施率	35%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導の実施率	20%	30%	40%	50%	60%

■推計対象者数・実施者数

特定健康診査	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
推計対象者数(人)	28,520	28,840	29,170	29,210	29,250
推計実施者数(人)	9,990	12,980	14,580	16,070	17,550

特定保健指導	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
推計対象者数(人)	1,480	1,940	2,210	2,460	2,700
推計実施者数(人)	300	580	890	1,230	1,620

6 特定健康診査・特定保健指導実施率向上に向けた取り組み

第1期計画の実施結果を踏まえ、特定健診の受診機会のさらなる拡大などの環境整備を図るとともに、未受診者への受診勧奨を推進します。また、様々な機会を通じて特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に向けた取り組みを行います。

※下線部分は新たな取り組み

	特定健康診査	特定保健指導
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○土曜日、日曜日に健診を実施 ○健診当日の時間予約制の導入 ○がん検診との同時実施 ○健診実施回数の拡充 ○腎機能検査の実施 (平成24年度より血清クレアチニン、尿酸を全員に実施) ○予約電話受付時間の延長 (平成24年度に木曜日の予約受付を1時間延長) ○託児サービスの実施 ○レディースデーの実施 ●<u>健診の実施方法の検討</u> ●<u>健診の受診機会の拡大(土曜日、日曜日及び午前中の健診回数の拡充等)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○土曜日に保健指導を実施 ○2コースに分けて実施 ○指導期間中に血液検査等を実施 ○保健指導の実施方法の検討(外部委託等) ○特定保健指導体制のあり方の検討 ○保健指導プログラムの見直し
周知	<ul style="list-style-type: none"> ○各種イベントへの参加 ○啓発品の作成・配布 ○イベントにおける啓発品の配布 ○広報ふかや、市ホームページ、市情報配信メールでの周知 ○ポスターの掲示 	

周知	<ul style="list-style-type: none"> ○受診券及び健診案内を健診対象者に個別送付 ○各種健康診査・がん検診の案内パンフレットの毎戸配布 ○受診者を対象に抽選で特典の付与 ○けんこう大使「ふっかちゃん」の活用 ●<u>生活習慣病について市ホームページ等で特集記事を掲載</u> ●<u>民間事業者と連携した取り組み</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ、特定健診受診券裏面等に保健指導の記事を掲載 ○利用券を保健指導対象者に個別送付 ●<u>利用券送付時に詳細な健診結果情報を提供</u>
健診結果情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主健診等の受診結果の提供依頼 ○市国保人間ドック助成制度による検診結果の収集 ●<u>他機関実施の生活習慣病検診等受診者の結果収集</u> 	
未実施者への勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ○未受診者へのアンケート(平成21年度、22年度実施) ○40歳代、50歳代の未受診者に対する受診勧奨 ●<u>医療機関受診中の未受診者に対して受診勧奨(60歳代、70歳代)</u> ●<u>隔年、2年、3年毎受診者に対する受診勧奨</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用券発送後、未申込者に対し再度通知を送付 ●<u>積極的支援対象の未申込者に対する電話等による勧奨</u>

7 特定健康診査・特定保健指導の実施方策

健診結果に基づき、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、危険因子（リスク）の高さや年齢に応じて、特定保健指導対象者（動機づけ支援・積極的支援）の選定を行います。特定保健指導対象者と判断されたかたに対しては、特定保健指導を実施します。

■特定健康診査

実施方法	集団健診(実施形態については必要に応じて変更)
実施場所	保健センター等、市が指定する場所
実施期間	6月～11月中旬(実施形態により適宜変更します)

■基本的な健診項目（実施者全員が受ける項目）

項目	内容
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む問診
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
理学的検査(身体診察)	自覚症状及び他覚症状の有無
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧
血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)
血糖検査	HbA1c(又は空腹時血糖)
尿検査	尿糖・尿蛋白
腎機能検査※	血清クレアチニン
尿酸検査※	尿酸

※本市国保独自に実施

■詳細な健診項目（一定の基準のもと、健診実施機関の医師が必要と認めた場合）

項目	内容
心電図検査	12誘導心電図
貧血検査	赤血球数・血色素量・ヘマトクリット
眼底検査	

■特定保健指導

実施方法	健診結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、危険因子(リスク)の高さや年齢に応じて、生活習慣の改善に役立つ特定保健指導を専門家が実施します。
実施場所	保健センター又は保健指導実施機関など
実施期間	受診者が「利用券」を受け取ってから、市が指定する期間

8 特定健康診査等データの管理・保存及び個人情報の保護

特定健康診査等に関するデータは、非常に重要な個人情報です。このため、データの管理・保存や個人情報の保護については、個人情報保護法やこれに基づくガイドライン等を踏まえ、厳格な運用・管理を行います。

9 計画の公表

法第19条3項の規定に基づき、市国民健康保険特定健康診査等実施計画を定めたとき、またはこれを変更したときは、市ホームページ等各種広報媒体を活用し、速やかに公表します。



第2期 深谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画 概要版

編集・発行 深谷市 市民生活部 保険年金課
〒366-8501 深谷市仲町 11 番 1 号
電 話：(代表) 048-571-1211
(直通) 048-574-6641
ファックス： 048-574-6666
E-mail： nenkin@city.fukaya.saitama.jp